

蓮如と社会生活

中
村
薫

はじめに

私たちは、様々な社会のしきたりや習慣、あるいは倫理・道徳・法律の中で生活している。そうした社会生活の中で、念仏の教えを聞いていこうとする時、その念仏の働きは、決して個人的な心の安らぎだけではなく、ましてや、社会と無関係では無い筈である。

そんな中で、蓮如は、念仏に生きるものとして、当時の政治的経済的社会的習慣生活の中で一体どのように生きていったのであろうか。

そんなことを念頭に置きながら、「蓮如と社会生活」と題して若干の考察を加えていきたいと思う。

一 仏法と王法

蓮如は 仏法と王法についてどのように考えていたのであろうか。この問題は大変な難題であるので、一言で述べることはできない。ただ、今、蓮如の仏法の捉え方を端的に示す言葉として、『蓮如上人御一代聞書』（以下『聞書』と略す）一八八通の、

雑行をすてて、後生たすけたまえと、一心に彌陀をたのめ

（『真宗聖教全書』三・五七七）

とか、同じく『聞書』一五七通の、

「仏法をあるじとし、世間を客人とせよ」といえり。「仏法のうえより、世間のことは時にしたがいがい、相はた

らくべき事なり」と云々

（『真宗聖教全書』三・五七〇）

とかが挙げられるであろう。

蓮如は、どこまでも仏法を中心とし、私たちが救われるのは、専ら彌陀一仏を念ずることであるという。

ところが、ここで一つ注意を要することは、文明六年（一四七四年）から文明九年（一四七七年）の御文になると頻繁に「王法がさきとか、王法をおもてとなす」と言う言葉が出てくることである。

今、二帖目六通（文明六年二月一七日）の御文には、

つぎには、守護地頭方にむきても、われは信心をえたりといいて疎略の義なく、いよいよ公事をまつたくすべ

し。また諸神・諸仏・菩薩をもおろそかにすべからず。これみな南無阿弥陀仏の六字のうちにもれるがゆえなり。ことにほかには王法をもつておもてとし、内心には他力の信心をふかくたくわえて、世間の仁義をもつて本とすべし。これすなわち当流にさだむるところのおきてのおもむきなりとこころうべきものなり。

〔真宗聖教全書〕三・四三四

と述べ、同じく二帖目一〇通（文明六年五月一三日）の御文では、

いよいよ公事をもつぱらにすべきものなり。かくのごとくこころえたるひとをさして、信心発得して後生をねがう念仏行者のふるまいの本とぞいうべし。これすなわち仏法・王法をむねとまもれるひととなづくべきものなり。

〔真宗聖教全書〕三・四四一

と述べ、「王法をもつて表てとなし」と説いている。

次に、三帖目十一通（文明七年十一月二十一日）では、

たとい牛盗人とはよばるとも、仏法者後世者とみゆるようにふるまうべからず。またほかには仁義礼智信をまもりて王法をもつてさきとし、内心にはふかく本願他力の信心を本とすべき

〔真宗聖教全書〕三・四六九

と述べ、同じく十二通（文明八年一月二十七日）では、

ことに、まず王法をもつて本とし、仁義をさきとして、世間通途の義に順じて、当流安心をば内心にふかくたくわえて、外相に法流のすがたを他宗他家にみえぬようにふるまうべし。このころをもつて、当流真実の正義

を、よく存知せしめたるひととはなづくべきものなり。

〔真宗聖教全書〕三・四七二

と述べ、同じく十三通（文明八年七月十八日）では、

まずほかには王法を本とし、諸神・諸仏・菩薩をかるしめず、また諸宗・諸法を謗せず、国とて本とし、守護地頭にむきては疎略なく、かぎりある年貢所当をつぶさに沙汰をいたし、そのほか仁義をもつて本とし、また後生のためには、内心に阿弥陀如来を一心一向にたのみたてまつりて、自余の雑行雑善にこころをばとどめずして、一念も疑心なく信じまいらせば、かならず真実の極楽浄土に往生すべし。

〔真宗聖教全書〕三・四七三

と述べている。

ここでは、守護地頭や諸神諸仏を尊重する意味において王法が説かれている。

また、四帖目一通では、

しかればわが往生の一段においては、内心にふかく一念発起の信心をたくわえて、しかも他力仏恩の称名をたしなみ、そのうえにはなお王法をさきとし、仁義を本とすべし。また諸仏菩薩等を疎略にせず、諸法・諸宗を軽賤せず、ただ世間通途の義に順じて、外相に当流法義のすがたを他宗・他門のひとにみせざるをもって、当流聖人のおきてをまもる真宗念仏の行者といいつべし。

〔真宗聖教全書〕三・四七四

と信心のこととして王法が説かれている。

そして、『聞書』一四一通でも、

「王法は額にあてよ。仏法は内心に深く蓄えよ」との仰せに候う。仁義と云う事も、端々あるべきことなるよしに候う。

〔真宗聖教全書〕三・五六六

と述べている。

ここまで、多くの御文を通して、王法について見てきたのであるが、何故この文明六年から九年にかけて集中しているであろうか。

じつは蓮如にとつて、一つ気にかかる問題があつたのである。それは吉崎における一部の門徒の中に、一見反社会的と取られるような行動をする人があつたのである。それはもとより、念仏の教えに立つた門徒の生き生きとしたエネルギーでもあつたのである。

そのエネルギーを奪うようなことは、同時に念仏の教えに生きようとするエネルギーを奪うことにもなりかねない。

時あたかも、一四六七年に起こつた「応仁の乱」により、各地の荘園が崩壊して、地方の武士の勢力が強まっていた。殊に加賀の国では、守護大名であつた富樫家のお家騒動で、兄の政親と弟の幸千代が争つていた。そこで当然、本願寺門徒も戦いに参加していくことになるのである。これを「文明一揆」と呼んでいる。

その時、蓮如は、門徒の守るべき掟十一箇条を出して、門徒の一揆への参加を留まるように指示したといわれる。それ以来、仏法と王法とを車の両輪のようにして説いている。

一方、吉崎の門徒の中にも、他宗をおとしめるような悪口を言い、諸々の仏、神、菩薩を軽んじ、また、魚や鳥

なども平気で食べ、念仏の寄り合いの時など、酒を飲み過ぎたり、はたまた賭博にふけるなど様々な行爲が行われていたことも事実であつたであろう。

だから、蓮如が、王法を「おもてとし」とか「さきとし」とか、「本とし」と表現した背景には、当時の門徒の人々の一向一揆などに対する社会的行動と、日常生活における精神的な行動の二面があつたからであろう。

ところが、蓮如の本心をよくよく鑑みると、今、『蓮如上人御遺言』の中に、

一流の中に於いて仏法を面とすべきこともろんなり。然りと雖も世間に順じて王法をまもることは仏法を立てられんがためなり。而るに仏法をば次にして王法を本意と心得ること、當時是多し。尤も然るべからず次第なり。

〔真宗史料集成〕第二卷五九五頁

とあるのである。つまり、蓮如の本心はどこまでも仏法を本にしていることに違ひはないのである。だから、蓮如は内心では、

後生ヲハ彌陀ヲタノミ、今生ヲハ諸神ヲタノムヘキヤウニオモフ者アリ。アサマシキ也。マタ内心ニ仏法ヲ心シ、外相ニソノ色ヲカクスヘキヨシ、クレクレ仰アリケリ。

〔第八祖御物語空善聞書〕・真宗史料集成第二卷四二〇頁

と述べているのである。

ここに蓮如の彌陀と諸々の神とを明確に区別せず、なおかつ その二つの心を一応「あさましき也」と言っている態度がみられるのである。故に五帖目九通の御文では、

もろもろの雜行をすてて、阿弥陀仏後生たすけたまえと、一向にたのみたてまつるころなるべし。

〔真宗聖教全書〕三・五〇六

と、初期の蓮如に戻って本心を述べているのである。

今、私たちは、文明六年から九年にかけての前述の御文の、仏法・王法の二心を自身でしっかり分けずにいる態度と、其の前後における本心として「あさましき也」と言っている蓮如の大きな矛盾と人間的苦悩を認識すべきである。

二 掟の御文

前述した如く、蓮如は、文明六年以後、たびたび吉崎のご門徒に当たった御文の中で掟について語っている。もとより、念仏の教えに生きる「御同朋・御同行」にとって世俗的な掟など、要る必要など無かった筈である。なのになぜ蓮如は掟を作ったのであろうか。

特に注目される掟としては、文明五年十一月の「於真宗行者中可停止子細事」の十一箇条の掟〔真宗聖教全書〕五・三二四が挙げられるであろう。

もともと掟というものは、現実の生活が乱れ、生活規範を守らない人がいるから定められる場合が多いであろう。それでは、具体的に 十一箇条の掟をみてみよう。

第一条から三条にかけては、

一、諸神並仏・菩薩等不可軽之事

一、諸法諸宗全不可誹謗之事

一、以我宗振舞对他宗不可難之事

と言っている。これは、当時吉崎のご門徒が、「彌陀一仏をたのむべし」という教えを、勝手に解釈して、それから諸々の神や仏や菩薩を尊重する必要はないと早合点した人々がいたからに外ならない。また、自らの宗を誇り、他宗をさげすみ、悪口を言っていた人もいたと考えられる。

次に第四条・五条・六条では、

一、物忌事就仏法之方雖無之、他宗並对公方堅可忌事

一、於本宗以無相承名言恣仏法讚嘆、旁不可然間事

一、於念仏者國可專守護・地頭、不可軽之事

と言っている。これも当時、他宗の人たちが、物忌みや迷信に執われているのを蔑んだり、また、守護地頭に対しても軽んずるような傾向があつたからなのであろう。

第七条・八条では、

一、以無智之身对他宗住雅意我宗之法儀無其憚令讚嘆不可然事

一、於自身未安心決定聞人詞信、心法門讚嘆不可然事

と言っている。これは当時、自分自身の信心がはっきりしないのに、他人から聞いた 仏教の言葉だけをまくし立
てて、自分自身の信心を誇らしげに語り合っている人がいたからなのである。

第九条・十条・十一条では、

一、念仏会合之時、不可食魚鳥事

一、念仏集会之日、於酒失本性不可吞之事

一、於念仏者中恣博奕可停止之事

と言っている。これは全く現実の生活の事実がそのまま現れている。魚や鳥の肉を平気で食べ、酒を飲み、バクチ
までしていた人々が、門徒の中にいたからなのである。

以上十一箇条は漢文で書かれているが、文明七年五月と七月の御文では、それぞれ十箇条・六箇条の掟が平仮名
で書かれている。

しかし、そうした掟も、蓮如六十九歳以後の文明十五年、あるいは十六年の御文では、掟と言うより、信心の事
柄として六箇条、または八箇条として説かれているのである。つまり、王法は影を潜め、専ら仏法のことについて
門徒に確認しているのである。

以上のように、御文の掟をみる限り、蓮如の内なる思いと、外なる現実との大きな矛盾を抱えていることがよく
知らされるであろう。

もとより、王法による道徳倫理は、地域社会、時代によって常に変化する。そんな中で、蓮如の掟の精神は、正

しくこの様な流動性を内に包むものであったと言えよう。そのほとんどが制約的・禁止的であることは、当時の吉崎の門徒の人たちの人間的な傲慢さへの深い痛みと、蓮如自身の人間的苦悩の表現でもあったのであろう。特に文明五年の掟の御文は注意を要する御文といえよう。

三 神祇観

神祇とは、これまで述べてきた王法と同じ様な意味であろう。つまり、日常生活の規範を指し、強いては商売繁盛・家内安全・無病息災・長寿延命を祈り願う人間に対して、それを叶えてくれるであろう神々をいうと言っても良いであろう。

もともと、私たちは、神と仏を同じ位置にみているかもしれない。しかし、神と仏とは決定的に違う。例えば、神は死ぬということを忌み嫌う。それに対して、仏は、人間は生まれた限り「死ぬ身」としてこの世に生を受けたことを私たちに教えているのである。つまり、生と死とを手の裏表のように一つにみているのである。だから、真宗の葬式で「清め塩」を用いたり、良時吉日を選んだり、方角にこだわっているとすれば、それは、仏教としての葬式ではなく、神による葬式になってしまおうと言つてよい。

実は、親鸞は、この決定的な違いを見抜いて神祇不排と言つて、一切の神々を礼拝しなかつたのである。それに対して、蓮如は少し曖昧になり、一方では迷信俗信に対する態度も不排の義として厳しくしたかと思うと、他方

では迷いや執われを認めるような寛容面も持っていたように思う。

だから、蓮如は一帖目九通の御文で、

そもそも、当宗を、昔よりひとこぞりておかしくきたなき宗ともうすなり。これまことに道理のさすところなり。そのゆえは、当流人数のなかにおいて、あるいは他門他宗に対してはばかりなく、わが家の義をもうしあらわせるいわれなり。これおおきなるあやまりなり。それ、当流のおきてをまもるといふは、わが流につたうるところの義をしかと内心にたくわえて、外相にそのいろをあらわさぬを、よくものにくころえたるひととはいうなり。しかるに、当世は、わが宗のことを、他門他宗にむかいて、その斟酌もなく聊爾に沙汰するによりて、当流をひとのあさまにおもうなり。かようにこころえのわるきひとあるによりて、当流をきたなくいまわしき宗とひとおもえり。さらにもつてこれは他人わろきにはあらず。自流のひとわろきによるなりとこころうべし。つぎに、物忌といふことは、わが流には仏法についてもいまわぬといえることなり。他宗にも公方にも対しては、なか物をいまざらんや。他宗他門にむかいては、もとよりいむべきこと勿論なり。また、よそのひとの物いむといひてそしることあるべからず。しかりといえども、仏法を修行せんひとは、念仏者にかぎらず、物さのみいむべからずと、あきらかに諸経の文にもあまたみえたり。まず、『涅槃経』にのたまわく、「如来法中 無有選択吉日良辰」といへり。この文のこころは、如来の法のなかに吉日良辰をえらぶことなしとなり。また『般舟経』にのたまわく、「優婆夷、聞是三昧欲学者、乃至 自帰命仏帰命法帰命比丘僧 不得事余道、不得拜於天、不得祠鬼神、不得視吉日、已上」といへり。この文のこころは、優婆夷この三昧をききてまなばんと欲せんものは、

みずから仏に帰命し、法に帰命せよ、比丘僧に帰命せよ、余道につかうることをえざれ、天を拝することをえざれ、鬼神をまつることをえざれ、吉良日を見ることをえざれといえり。かくのごとくの経文どもこれありといえども、この分をいだすなり。ことに念仏行者はかれらにつかうべからざるようにみえたり。よくよくこころうべし。

〔真宗聖教全書〕三・四一四

と述べている。

蓮如は、「浄土真宗では、日柄や方角の善悪などを立てて忌み嫌うことはしない。もちろん他宗他門の人たちや公方の人たちが忌み嫌うことがあったとしても、その人たちを謗ったりしてはいけない。念仏者が、忌み嫌うことがあってはならないことは「涅槃経」というお経に出てきているではないか」と言うのである。

これは当時の公家や他宗の人たちの「縁起かつぎ」などに対して柔軟な態度で望み、ただ念仏の教えを進めることがそのまま迷信の執われから解放されるのであるから、先ず念仏の教えに出会うことが重要であるというのである。

せつかく親鸞が、神祇不排を徹底していったのに対して、蓮如は、当時の社会状況を敏感に受け止め、寛容的態度を持って大変曖昧な受け止め方をしていったことには、後々に大いなる問題を孕むことに間違いはない。

つまり、どれだけ蓮如の内心に、

雑行を棄てて、後生たすけたまえと、一心に彌陀をたのめ

という決意があったとしても、所詮、それは神仏が入り混じっている日本の本地垂迹思想、つまり、仏が私たちを

救うために日本の神になったという説に転落してしまうと言ってもよいであろう。

この蓮如の曖昧な神祇に対する捉え方が、後の真宗教団の政治権力に利用されていくことになったといっても言い過ぎではないであろう。

江戸幕藩体制における権力への追随・迎合。そして、身分差別の肯定、法要儀式の分業の形として寺の格とか僧侶の身分を制度として作っていくことになったのである。

そして、ことに明治以後になると、国家神道政策に対して妥協の態度をとり、

生きては天皇の子として、死しては阿弥陀の浄土へ生まれる

と言うように、見事に真と俗とに分けられていくことになったのである。

今、私たちは、この神祇に対する、蓮如の曖昧さを全面的に否定し、徹底的に神祇を礼拝しないと言う態度を取り、

もし私が神祇を礼拝し、天皇制国家にかしづくようなことがあれば、私は、最早 真宗門徒ではない

といったら言い過ぎであろうか。

私たちは、蓮如を単に批判するのではなく、現代社会において蓮如の神祇の考えを自らの今日的課題として問うていく必要があると考えるのである。

四 仏法領

仏法領については、蓮如は、文明七年四月の帖外御文の中で

それ当流と言うは仏法領也。仏法力をもつてほしいままに世間を本として、仏法のかたはきははめて疎略なること、もてのほかあさましき次第なり
〔真宗聖教全書〕五・三五七

とか、あるいは『聞書』三〇八では、

蓮如御廊下を御とほり候て、紙切のおちて候ひつるを、御覽せられ、仏法のものをあだにするかやと仰られ、両の御手に御いただき候と云々。総じて、かみのきれなんどのような物をも御用と、仏物と思し召し候えば、あだに御沙汰無く候いしの由。
〔真宗聖教全書〕三・六一一

と述べている。

そこで、先ず、御文における仏法領についてみていくことにしよう。

もともと、仏法領とは、世俗的な領域に対立して、仏法によって立てられた領域で、具体的には吉崎の在所などを指していると言つてよい。つまり、仏法領とは、世俗の領主が、所領、領国をめぐつて争いをつづけている中にあつて、そうした世俗的方法によらない念仏の信心を中心とした者の集団の世界を仏法領と言つたのである。だから「当流というは仏法領なり」と規定して、他力の信を説いているのである。

以上のようなことからすれば、仏法領とは、来世、死んだ後の浄土を指すのではなく、今、現にある私たちの生活そのものを指していると言ってもよいであろう。

具体的には、仏法の支配は観念的あるいは後の世に関するのではなく、現実の教団の掟に従うことを意味し、どこまでも阿弥陀の救いに頼る意味で、蓮如は、「当流というは仏法領なり」と言うのである。

次に『聞書』における仏法領についてみると、「たとえ紙切れのような物でも、仏の物であるので粗末にしてはならない」と言うのである。

これは、今日の生活の中にも生きていることである。私たちのいのち、そして生活全てに渡って、よく「如来からの預かり物、如来より賜りたる物」という言い方をする。特に物を大切にすることを強要するとき、例えば「米粒一粒の中にも仏さんがおられる」と言った具合である。

そして、さらに『聞書』七五では、

聖人の御一流は、阿弥陀如来の御掟なり

〔真宗聖教全書〕三・五五一

と言うのである。

以上のように、蓮如晩年の仏法領という社会観には、「すべて仏の物なれば仏法の御用に」という、極めて積極的な生活態度と繋がっていくのである。

そこで、今少し、蓮如の生涯において、掟とか仏法領がどのように受け止められているのか改めて確認しておきたいと思う。

蓮如の仏法と王法との関係については、これまで何度も述べたが、文明五年以前では、王法に触れたものはない。特に文明五年七月から十一月にかけて集中し、文明以後の晩年になると王法についてはほとんど触れていない。

だから、蓮如自身は、単に王法に追隨迎合しているのではなく、当時の一部の門徒の人たちの「われは信心をえたる身なりといいて」という態度に対して、深い痛みを持ちつつそれを戒めるために、多くの掟を定め他と見るのが適当と思う。

だから、掟の中には、教義の原則も含まれているが、そのほとんどは教団の現実的な諸々の規則が含まれていたのである。それは単に仏法だけの掟でもなく、そうかといって世間的な掟でもなく、飽くまでも現実の社会と仏法の狭間の中で生じる、いわば規制的なものであったのである。

その様なことから、吉崎の門徒の動きと決して無関係でなく、飽くまでも文明五年より七年にかけて王法を始めとする掟が多く説かれ、そして、同じく文明七年四月に仏法領ということが説かれることになるのである。

そして、文明九年になると、王法と仏法とを単に対立させるのではなく、その束縛を受けながらも、並列的に見ていこうとする配慮の側面が強くなっていくのである。

おわりに

改めて言うまでもなく、蓮如は近代に至たって、しばしば職業的宗教家、たぐい稀れな布教家、彼は真の宗教家

というよりも乱世にふさわしい組織者などと言われてきた。

そんな蓮如は、四十三歳で本願寺住職になるまでの部屋住み時代、親鸞の『教行信証』を始めとして、和讃なども何遍も何遍も読んだに違いない。だから、親鸞と蓮如を比較して好きとか嫌いとか、良いとか悪いとか評価するのは間違いであると思う。ただ生きた時代の違いはあるにせよ、本願念仏の教え一つに生きたという点で、親鸞と蓮如は血脈的繋がりというよりも、寧ろ信心に於いて同一であったと見るべきであろう。親鸞が御同行・御同朋として敬った念仏の求道者を、蓮如は御門徒として敬い尊んでいったのである。それは、上から下へということではなく、同じ地平に立って共々如来の弟子であるという立場を取っていったのである。

蓮如の教えは、親鸞を善知識として、どこまでも本願念仏の歴史を生き、講の組織などを通じて当時の民衆に御文などを作って、念仏の教えを分かり易く説いていったのである。

少なくとも、蓮如は「当流一流の御安心」と言って、親鸞を通じて伝えられてきた本願念仏の教えを私たち一人ひとりのうえに明らかにしていったのである。

また、多くの人々は、蓮如を真宗再興の人と位置づけている。蓮如こそ、親鸞のまことの念仏の教えを、私たち一人ひとりの生活の中に、再び明らかにしていったことを意味すると言ってよいであろう。

追

本稿は、先の東本願寺のラジオ放送の時の原稿に加筆訂正したものである。蓮如についてこれまで本格的に

学んだことのないものが、蓮如について語る場合、極めて初歩的なミスが出てくると思う。ご教示いただきました。ただ蓮如上人五百回忌ご縁忌を迎えるにあたって、この特集号の末席に本稿を加えていただいたことに甚深の謝意を表したいと思う。そして、不備は今後の課題としたい。